

## [事案 23-113] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 6 月 6 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換を取消し、転換前契約に復旧することを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 16 年 7 月に 5 年ごと利差配当付終身医療保険に転換したが、積立・年金部分がなくなることの説明がなかったため、転換後契約は、積立・年金部分は転換前契約（終身保険）と変更なく、変更したのは特約内容のみであると思っていことから、希望と異なるので転換を取消し、転換前契約に復旧してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、本件転換について、転換前契約を下取りに出して、その精算金を使って本件契約に加入するものであると口頭で説明している。
- (2) 保障設計書において、新旧の契約内容が対比され、旧契約が転換により新契約に変更されることが説明されている。
- (3) 重要事項説明書においても、新旧の契約内容が対比され、転換により旧契約が消滅する旨の説明がなされている。
- (4) 申立人自身、以前にも転換手続きを行っており、転換により旧契約が消滅することを経験している。
- (5) 平成 16 年の本件転換後、毎年 1 回、申立人に対して契約内容の案内文書を送付していたが、平成 23 年に至るまで、申立人から契約内容についての異議等はなかった。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、錯誤による無効（民法 95 条）の主張と解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人並びに募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(4)の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 民法 95 条の錯誤とは、契約の要素（当該契約者のみならず、一般人においても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、実際の事実と異なる事実を認識し、この認識に基づいて契約を締結した場合であるが、本件では、申立人の誤解は、転換前の契約と同様、転換後の契約も解約返戻金を年金で生涯受領できると思って契約したというものであることから、この錯誤は動機の錯誤となり、動機の錯誤は、当該動機が契約時に表示されていることが必要である。

- (2) 両当事者の事情聴取の結果によれば、申立人が年金の受給を重視していた事実は認められるが、これが契約をするに当たって重大な動機であると明確に表示した事実までは認定できない。もし、年金を重視していることを明確に明らかにしていたのであれば、募集人は年金型の保険設計書を用意したであろうし、申立人もどのような形でのような金額を受給できるのかという点を問い質したはずであるが、本件においてはかかる形跡は見当たらない。
- (3) また、申立人は転換後契約は特約の変更であると思つたと主張し、設計書のようなものにより説明を受けたと述べているが、設計書によれば、転換前と転換後の各契約は死亡保障等の金額が明らかに異なり、全く別個の保険であることは容易に分かることから、単に特約の変更であるとの認識であつたとは推定できず、申立人の錯誤の主張は認められない。
- (4) しかし、申立人は独身女性であり、老後の生活に不安があつて、年金を重視していたということは十分に理解でき、募集人の事情聴取によれば、死亡保障はいらないと言われて死亡保障を極端に低くし、医療を重視した保険を提案したとのことであるが、申立人が始めから終身の死亡保障ではなく、年金の受給を意図していたことを全く考慮しなかつたことは、契約者のニーズを正確に把握して適切な商品を提案することを怠つたと評価せざるを得ない。